

1 ガス導管事業者の平成 29 年度収支状況等の事後評価のとりまとめ骨子（案）
2
3
45 平成 31 年 2 月
6 電力・ガス取引監視等委員会
7
89 **1. 背景**

- 10 ● ガス導管事業の効率化・料金の低廉化と質の高いガス供給サービスの両立を促すことは、ガスの
-
- 11 需要家の便益を高めるだけでなく、小売・製造事業者間の競争の活性化にも寄与し、エネルギー供給全体の生産性向上に資するもの。
-
- 12 ● ガス導管事業の効率化・料金低廉化及びサービスの維持・向上を促進するため、以下の観点で
-
- 13 平成 29 年度託送収支等の事後評価を行った。
-
- 14 ➤ 各社の託送収支の状況を確認し、託送料金の適正性を評価すること
-
- 15 ➤ 各社の効率化に向けた取組状況を確認し、先進的な取組の横展開を促すこと
-
- 16 ➤ 各社の中長期的な安定供給の確保に向けた取組状況を確認し、質の高いガス供給サービスの実施状況を評価すること
-
- 17 ● あわせて、一般ガス導管事業者が実施する内管工事についても、効率化・工事費の低廉化を促すため、各社の内管工事の見積単価や収支の状況の確認・評価を行った。

18 **2. 平成 29 年度託送収支等の事後評価の結果概要**19 **(1) 託送収支の状況**20 **① 事業者全体の状況**

- 21 ● 全国のガス導管事業者（224 社）のうち、託送供給約款を策定している等の事業者（143 社）について、その収支状況等を評価した。
-
- 22 ※4 月～3 月以外の会計年度を採用している事業者については、平成 29 年度においては、実績と想定原価との比較等が困難であるため、詳細な評価は行わないこととした。
-
- 23 ● 平成 29 年度の超過利潤の状況を見ると、48 社において超過利潤が発生した。このうち 5 社
-
- 24 は、超過利潤が一定水準を超過した。

25 **② 大きな超過利潤が発生した事業者への対応**

- 26 ● 平成 29 年度の超過利潤が営業収益の 5% 以上であった 22 社について、超過利潤の発生要
-
- 27 因及び今後の継続見通しの分析を行い、料金改定を含めた今後の方針を聴取した。
-
- 28 ➤ このうち、一定水準を超過した 4 社については、料金改定を実施予定である旨を確認した。
-
- 29 ➤ その他の 18 社のうち、15 社については、今後も平成 29 年度と同じ要因での超過利潤が

34 繼続する可能性が高いと考えられる。これらについては、来年度の事後評価において重点的
35 にフォローアップを行う。

- 36 ➤ なお、このうち 12 社は、現在までに自主的に料金改定の実施予定あるいは検討する方針
37 を表明している。

38

39 ③ 制度改正後新たに原価算入された費用の状況について

40 ● 事業者間精算費について

- 41 ➤ 実績費用が想定原価から大きくずれた事業者があった（実績費用が 20%以上想定原価
42 から下振れした事業者が 11 社、実績費用が想定原価の 2 倍以上となった事業者が 2 社）。
- 43 ➤ 想定からのずれの主な要因は、新規需要の発生など想定外の需要変動による連結託送供
44 給量の増減であった。
- 45 ➤ 事業者間精算費の上振れに伴う上流事業者の託送収益の增加分は、原則、上流事業
46 者の超過利潤累積額管理表により、ストック管理が実施され、値下げ原資となる。しかしな
47 がら、託送供給約款の設定が免除されている特定ガス導管事業者一部については、超過
48 利潤累積額管理表の作成が不要とされ、ストック管理が行われない。また、託送供給約款
49 の設定が免除されている特定ガス導管事業者は、事業者間精算料金表の算定根拠となる
50 原価等を確認できない状況にある。
- 51 ➤ この状況は、下流事業者の託送料金から支出される事業者間精算費の適正性を維持する
52 上で適切とは言えず、制度見直しが必要である。

53 ● 需要調査・開拓費について

- 54 ➤ 需要調査・開拓費を原価に計上していた全 8 社のうち、7 社について実績費用が想定原価
55 から下振れした。想定からのずれの主な要因は、制度導入の初年度であることにより生じる
56 要因が多かった。
- 57 ➤ このことから、需要調査・開拓費は、次年度以降詳細に評価することとする。なお、次年度
58 以降の評価にあたっては、費用の実績だけではなく、制度の目的である導管整備の促進や
59 効率性の向上という観点から効果をあげているかについても評価する。

60

61 ④ 収支管理の更なる適正化に向けた対応

- 62 ● ガス導管事業者の中には、他のガス事業者と合併したなどの経緯により、地域別または特定導
63 管ごとに異なる託送料金を設定しているガス導管事業者が 7 社ある。現行制度においては、これ
64 らの事業者も事業者単位で託送収支計算書等を作成することとされているため、地域別または
65 特定導管ごとのストック管理・フロー管理は行われていない。

- 67 ● 託送料金の適正性の観点からは、地域別または特定導管ごとのコストが託送料金に反映される
68 仕組みが重要であり、地域別または特定導管ごとに異なる託送料金を設定しているガス導管事
69 業者について、地域別または特定導管ごとに託送収支計算書等を作成し、それぞれの単位でス
70 トック管理・フロー管理が行われるよう、関係する規定の改正を速やかに行うべき。

71

72 (2) 効率化に向けた取組状況

73 ① 大手 3 社（東京ガス・大阪ガス・東邦ガス）の取組状況

- 74 ● 大手 3 社が制度改正後新たに取り組んだ効率化の取組を聴取し、先進的かつ他のガス導管事
75 業者への横展開が期待される取組を確認した。
- 76 ➤ 計測機器等の点検・部品交換頻度の見直しによるコスト削減
77 ➤ 工法の工夫（掘削幅の削減、中圧への PE 管導入等）
78 ➤ 業務効率化の取組（現地作業でのタブレット導入等） 等

79

80 ② 効率化取組の横展開に向けた方策

- 81 ● 今後、効率化の取組の横展開を促進するために、大手 3 社の先進的な取組の具体的な内容
82 や効果を取りまとめて公表し、他の事業者が自主的に取り入れるよう促す。さらに、日本ガス協会
83 に、中小事業者等への技術的サポート等を行うよう要請する。

84

85 (3) 中長期的な安定供給の確保に向けた取組状況

86 ① 導管延伸の取組状況

- 87 ● 平成 29 年度の導管総延長の伸びを見ると、全社の平均で、高圧導管は平均 1.91%、中圧
88 導管は平均 0.67%、低圧導管は平均 0.72%の伸びであった。
- 89 ● 平成 29 年度の導管伸び率について実績と計画の差を見ると、中圧・低圧については、実績が計
90 画を下回った事業者が多かった。実績と計画の差について、事業者に理由を聴取したところ、「工
91 事が次年度にずれ込んだ」、「想定していたガス採用計画（新規需要）が見送られた」等があげ
92 られた。

93

94 ② メーター取付数及び供給区域拡張の状況

- 95 ● 平成 29 年度のメーター取付数の伸びは、85 社が増加、3 社が横ばい、38 社が減少であった。
- 96 ● 平成 29 年度の供給区域の拡張実績は、42 社が増加、84 社が横ばいであった。

97

98 ③ 今後の導管投資の評価に向けた検討

- 99 ● ガス導管事業者の導管投資の評価については、大きく、①計画通り実施されているか、②効率

100 的に実施されているか、③当初想定した計画は適切だったか、の3つの視点で評価することが適
101 当と考えられる。次年度以降の評価に向け、具体的な評価指標の検討・開発を進める。

103 **(4) 内管工事の取組状況**

104 **① 内管工事見積単価表及び内管工事収支の分析**

105 **標準モデルによる内管工事見積額の横比較**

- 106 ● 工事件数の多い事業者から、内管工事の典型的なケースを聴取し、それを踏まえて全社共通の
107 見積条件（標準モデル）を作成し、全ての一般ガス導管事業者に内管工事の参考見積を依
108 頼したところ、平均が約13万円、最低5千円から最高26万円まで、大きなバラツキがあった。
- 109 ● 各社の参考見積額と内管工事収支の関係を分析したところ、参考見積額が高い事業者が必ず
110 しも大きな黒字ではないなど、参考見積額の高低と内管工事収支の利益率に相関は見られな
111 かった。
- 112 ● 一般ガス導管事業者においては、近隣の事業者の参考見積額等を踏まえつつ、資材調達の工
113 夫など、効率化に取り組むことが期待される。

115 **内管工事の利益率が高く、かつ直近で見積単価表の改定が行われていない事業者の分析**

- 116 ● 内管工事の平成27年度から29年度の平均利益率が10%以上で、かつ直近で見積単
117 價表の値下げが行われていない25社に対し、利益率が高い理由を聴取したところ、「自社の労
118 務費等を内管工事の収支に振り分けていなかったため、実際よりも収支上の利益率が高くなっ
119 いた」(13社)、「利益率が高いとは考えていない等」(12社)との回答があった。

121 **内管工事の収支の適切な管理**

- 122 ● 内管工事に係る自社の労務費等を内管工事の収支に振り分けていないケースがあることを確認
123 した。
- 124 ● 内管工事の見積単価が適正に算定されていることを確認できるようにするため、内管工事の収支
125 について、自社で内管工事を行った場合の労務費等が適切に振り分けられるようにするなど、適
126 切な管理を徹底する必要がある。

128 **② 各社の内管工事の取組状況を踏まえた対応**

129 **内管工事の見積単価の適正性の確認**

- 130 ● 内管工事の利益率が高く、かつ直近で見積単価表の値下げが行われていない事業者に対し、そ
131 の見積単価が工事に要する費用の実績を適切に反映しているか説明を求めるとともに、適切に
132 反映していないと認められる場合には、見積単価表の改定の検討を要請する。

133

134 **内管工事の収支の適切な管理の徹底**

- 135 ● 内管工事の収支について、自社で内管工事を行った場合の労務費等が適切に振り分けられるよ
136 うにするなど、収支管理のあり方を整理し、事業者に周知徹底する。

137

138 **積極的な情報公表の依頼**

- 139 ● 需要家が内管工事のおおよその額を容易に知ることができるよう、見積単価表に加えて、典型的
140 なケースを想定した全社共通の見積条件（標準モデル）についての参考見積額を、自社の HP
141 等において公表するよう各社に依頼する。